

基安安発 1106 第 1 号
平成 21 年 11 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(公印省略)

工業標準「JIS A 8340-6、JIS S 8508-6、JIS A 8508-7、JIS A 8705、JIS A 8707、JIS A 8202-3、JIS A 8706-1」の制定について

標記の工業標準については、別添のとおり厚生労働大臣、経済産業大臣が主務大臣となり制定され、平成 22 年 1 月 25 日付け官報に公示する予定である。

内容については、日本工業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供することとされるので了知されたい。

なお、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされたので念のため申し添える。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年1月25日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年1月25日

厚生労働大臣 長妻 昭

経済産業大臣 直嶋 正行

記

制定された日本工業規格

トンネル工事機械－安全－第3部：全断面トンネル掘進機（TBM）の要求事項	A 8 2 0 2－3
土工機械－安全－第6部：機械式ショベルの要求事項	A 8 3 4 0－6
道路工事機械－安全－第6部：アスファルトフィニッシャの要求事項	A 8 5 0 8－6
道路工事機械－安全－第7部：アスファルトディストリビュータ及びアスファルトスプレーヤの要求事項	A 8 5 0 8－7
アスファルトプラント類の安全要求事項	A 8 7 0 5
履帯式建設リサイクル機械－安全－第1部：自走式クラッシャの要求事項	A 8 7 0 6－1
せん孔機械の安全要求事項	A 8 7 0 7

（内容省略）

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。